

近運技整第154号  
令和4年7月28日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の3ヶ月定期点検実施  
状況の確認・指導について

令和4年度の自動車点検整備推進運動の実施にあたり、先般、「自動車点検整備推進強化月間の実施細目について」（令和4年7月12日付、近運技整第109号、近運技保第100号、近運技技第209号）によりご協力を依頼したところですが、当該実施細目の中で、近畿運輸局管内の運輸支局等の取組みとして、「事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。」こととしております。

つきましては、貴会からも傘下会員に対し、車検時期の定期点検整備を実施しないでユーザー車検を受検する場合（前検査）には、直近の3ヶ月定期点検時の点検整備記録簿を持参・提示していただき、定期点検の実施状況について確認を受けることが必要となる旨の周知をしていただきたく、ご協力お願いいたします。

